

## (1) 札幌市図書館協議会委員の選任に関する根拠法令

## ○ 図書館法（抜粋）

（図書館協議会）

第 14 条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 15 条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第 16 条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

## ○ 札幌市図書館条例（抜粋）

第 11 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、札幌市図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。

4 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## ○ 札幌市図書館協議会委員公募要領（抜粋）

（応募資格）

第 2 条 下記の 3 つの要件をすべて満たす者とする。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う方並びに学識経験のある者

(2) 18 歳以上の市民

(3) 年間 3 回程度開催する会議に出席が可能な者

（公募する委員数）

第 3 条 公募する委員（以下、「公募委員」という）の人数は 3 人以内とする。

（選考委員会）

第 5 条 公募委員の選考にあたり、中央図書館に選考委員会を設置する。

2 選考委員長は、中央図書館長をもって充てる。

3 選考委員会の委員は、中央図書館課長職をもって充てる。

4 選考委員会の委員には、上記に掲げる者のほか、必要に応じ、学識経験者を委員として加えることができる。

（公募委員の選考）

第 6 条 公募委員の選考は、書類による審査により行う。

○ 札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱（抜粋）

（附属機関の委員の選任）

第5条 附属機関の委員の選任については、当該附属機関等の設置目的に応じ、市民の幅広い意見又は専門的視点からの意見の反映を図るため、次のとおり行うものとする。

- (1) 附属機関の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 女性委員の登用については、札幌市審議会等委員への女性登用促進要綱（平成元年3月28日市長決裁）によること。
- (3) 同一の附属機関における委員の在任期間が通算して6年を超えないこと。ただし、任期が開始する日において、在任期間が通算して6年を超えていない場合は、この限りでない。
- (4) 複数の附属機関等において同一人を重複して委員に選任しようとする場合は、4機関までとすること。
- (5) 委員は、幅広い年齢層から選任するよう努めること。
- (6) 委員は、市議会議員及び市職員から原則として選任しないこと。
- (7) 設置目的、審議内容等を勘案した上で、委員の公募制を実施すること。

（2～3 省略）

4 附属機関の庶務を所管する局長等は、委員を選任しようとするときは、附属機関等委員選任事前協議書及び附属機関委員予定者名簿により、あらかじめ総務局長に協議するものとする。

○ 札幌市審議会等委員への女性登用促進要綱（抜粋）

（目標値）

第3条 審議会等の委員に占める女性委員の割合については、おおむね 40%を計画の最終年度（平成34年度）までの目標とするが、最終的な目標としては、審議会等の委員が男女同数で構成されることを目指すものとする。

（2）札幌市図書館協議会の活動歴

	任 期	開催回数	検 討 項 目
第1期	平成17年3月 ～平成19年3月	6回	・札幌市図書館の開館時間及び開館日の拡大に向けての考え方
第2期	平成19年9月 ～平成21年9月	5回	・図書館サービスのあり方（現行のサービスの評価、今後のサービス）
第3期	平成22年1月 ～平成24年1月	8回	・第2次札幌市図書館ビジョンの策定（課題整理や理念・方針等の検討）
第4期	平成24年1月 ～平成26年1月	5回	・第2次札幌市図書館ビジョンの推進（（仮称）絵本図書館や都心にふさわしい図書館の検討状況や、図書館電算システム再構築に関する協議）
第5期	平成26年1月 ～平成28年1月	6回	・（仮称）絵本図書館及び都心にふさわしい図書館の基本計画、第3次子どもの読書活動推進計画の策定について
第6期	平成28年1月 ～平成30年1月	9回	・諮問「生涯学習社会の中で札幌市図書館が果たすべき役割について」

第7期	平成30年1月 ～令和2年1月	10回	・第2次札幌市図書館ビジョン及び第3次札幌市子どもの読書活動推進計画『さっぽろっこ読書プラン』の次期計画策定について
第8期	令和2年1月 ～令和4年1月	11回	・（仮称）札幌市読書活動推進・図書館振興計画の策定について
第9期	令和4年1月 ～令和6年1月	6回 （予定）	・さっぽろ読書・図書館プラン2022の推進について （予定）